2026 年5月号

特定社会保険労務士

高田馬場労務事務所



〒169-0075
東京都新宿区高田馬場 4-29-30
ビレッジ・N502 号
TEL＆FAX　03-6780-0894
メール　onosato@kyuyo.biz

業種別カスタマーハラスメント対策企業マニュアル「宅配業編」が公表されました

◆カスタマーハラスメント対策の動向

令和７年６月に労働施策総合推進法が改正され、令和8年 10 月１日から事業主にいわゆるカスタマーハラスメント（以下、「カスハラ」という）を防止するための措置が義務付けられます。各省庁で対策マニュアルやガイドライン等の策定が進められており、３月 27 日、厚生労働省より宅配業向けのマニュアルが公表されました。

◆内容

本マニュアルにおいて「宅配業」とは、他人の荷物を有償で個人宅や企業に配達する事業および関連業務（営業所における荷物の受取り等）をいい、以下の内容が収録されています。

・カスハラ対策に取り組む意義
・カスハラの定義・判断基準
・宅配業における実態（発生状況、対応状況）
・宅配業界におけるカスハラに対する共通方針（対応方法）
・具体的対策（事業主の方針、相談対応体制の整備、事後の迅速・適切な対応、抑止のための措置　等）

◆宅配業におけるカスハラ問題

宅配業においては、調査結果から、一人で顧客宅を訪問するという業務特性上、顧客との間でトラブルが発生した場合に上司に対応を代わってもらうことが難しかったり、カスハラが発生しても相談や報告がすぐにはできず一人で抱え込んでしまったりする傾向があることが明らかとなっています。

また、従事者の約４割が、カスハラの判断基準がわからない、対応することでさらなるトラブルにつながるおそれがあると考えており、現場での対応に苦慮しています。

本マニュアルを活用して、対策を進めましょう。

【参考】
業種別カスタマーハラスメント対策企業マニュアル（宅配業編）
https://www.mhlw.go.jp/content/11910000/001680542.pdf

今後の緊急時における雇用調整助成金の在り方について

厚生労働省の労働政策審議会職業安定分科会は2026年３月27日、過去に実施された雇用調整助成金の特例措置による功罪等を踏まえた今後の緊急時の在り方について、報告書を公表しました。

１　経済変動（例：リーマンショック）
〇特例措置の効果を、一定期間の強力な雇用維持に加え、雇用失業情勢が厳しい時期の分散化と雇用失業情勢が落ち着いた状態での円

滑な労働移動の促進と捉えることが適当
〇特例措置の内容や期間について判断を行うにあたっては、経済・労働市場のデータ等を注視しながら、現場を熟知する公労使が分科会において議論を行い、判断することが適当

2　自然災害等（例：平成28年熊本地震）
〇直近10年間で定着してきた、特例措置の実施の有無および内容の判断基準の運用を基本方針として定めることが有意義
〇個々の事例への判断にあたっては、被災地の状況等も踏まえ、分科会において公労使が議論の上で適切に判断することが適当

3　コロナ禍など異例の緊急対応を要する危機
〇異例の危機が発生した場合には政府全体で対応の在り方について検討を行うことが望まれるが、仮に、雇用調整助成金の特例措置が求められる場合は、危機の状況に応じ順次必要な見直しを行うとともに、雇用保険二事業が本来目的とする事業を行えない状況とならないよう、公労使が二事業・雇用保険財政の状況など注視し、公労使が定期的に議論する

同省では、報告書の内容を踏まえ、今後の緊急時における雇用調整助成金の特例措置や雇用維持支援等を適切に行っていくとしています。

【参考】
「緊急時における雇用調整助成金の在り方について」報告書
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71906.html

学生の就職・採用活動に関する要請事項がまとめられました

内閣官房は令和8年3月 24 日、新卒採用の早期化・長期化により、学業に専念する機会や安心して就職活動に取り組める環境が損なわれることが懸念される現状を踏まえ、「2027（令和9）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項」を取りまとめました。

◆スケジュール
・広報活動開始（広告・就職支援サービスの利用も含む）：卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
・採用選考活動開始：卒業・修了年度の6月1日以降
・正式な内定日：卒業・修了年度の 10 月1日以降

◆主な要請事項
・いわゆる「ガクチカ」（学生時代に力を入れたこと）に偏らずに、学修成果や取組姿勢等を適切に確認・評価すること
・授業、試験、留学、教育実習等と重複しないよう、日時の調整やオンラインを活用した選考の実施
・インターンシップ等はいわゆる「三省合意」を踏まえて適切に実施し、広報活動や採用選考活動そのものではないことを原則として、大学と連携しながら学業を妨げないよう配慮して実施すること
・多様な学生に選考機会を提供するための、日本人海外留学者や外国人留学生への通年採用の実施、大学等と連携しての障害がある学生向け求人情報の提供など
・労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、同法指針の趣旨等に則った採用選考活動
・いわゆる「オワハラ」や「就活セクハラ」などハラスメント行為の禁止
・卒業・修了後3年以内の既卒者に対する募集機会の提供

「早期化」に限らず、自社が学生に好印象を

与えられる方法を柔軟に検討してみましょう。

【参考】
2027（令和9）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou_yousei/2027nendosotu/2027betten1.pdf

5月の税務と労務の手続提出期限［提出先・納付先］

11日
○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］
○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
［公共職業安定所］

15日
○ 特別農業所得者の承認申請［税務署］

6月1日
○ 軽自動車税（種別割）納付［市区町村］
○ 自動車税（種別割）の納付［都道府県］
○ 健保・厚年保険料の納付［郵便局または銀行］
○ 健康保険印紙受払等報告書の提出［年金事務所］
○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］
○ 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
［公共職業安定所］
○ 確定申告税額の延納届出額の納付［税務署］